

岩手県告示第389号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 278号	混合石灰肥 料	くみあい粒 状混合石灰 肥料1号	%				
			アルカリ分 35.0	肥料の品質の確保等	片倉コープアグ リ株式会社	東京都千代田区 九段北一丁目8 番10号	令和14年 4月2日
			く溶性苦土 12.0	に関する法律第3条			
			く溶性マンガン 0.20	第1項に規定する公			
			く溶性ほう素 0.20	定規格のとおり			
岩手県第 106号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 53.0	肥料の品質の確保等 に関する法律第3条 第1項に規定する公 定規格のとおり	三陸石灰株式会 社	岩手県紫波郡紫 波町佐比内字舘 前127番地	令和14年 5月8日
岩手県第 120号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 53.0	肥料の品質の確保等 に関する法律第3条 第1項に規定する公 定規格のとおり	北上石灰株式会 社	秋田県鹿角市十 和田錦木字山谷 32番地3	令和14年 7月8日